

住宅セーフティネット改正法に関する
普及促進に向けた調査事業についての公示

令和6年6月12日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅セーフティネット改正法に関する普及促進に向けた調査事業

(2) 事業目的

今般、国土交通省では、賃貸人が賃貸住宅を提供しやすく、また、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる、賃貸住宅市場の環境整備を図ることを目的に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和6年通常国会に提出し、国会での審議を経て、成立・公布されたところ（令和6年6月5日法律第43号。以下「改正法」という。）。

本事業は、改正法に基づく制度等の普及促進に向けた調査業務を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、改正法の実効性を高め、住宅確保要配慮者の住まいの安定確保について一層の推進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

以下の事項に係る事業を実施する。

○改正法の普及促進のための調査検討

- ・地方公共団体や事業者等に対する説明会など、改正法の普及促進に資する取組を行う。
- ・今年度実施する改正法の周知の取組結果や、他の法制度における周知方法の調査等を行い、令和7年秋ごろを予定とする改正法の施行に向けた周知普及の方策に係る検討を行う。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和6年7月上旬 ～ 令和7年3月31日（月）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅・建築物の施策普及に関する知見を有すること。
- 全国各地において説明会を企画、運営する能力を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 中村
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39855)
- ④電子 mail nakamura-y8314@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和6年6月12日(水)から令和6年6月26日(水)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 電子媒体で交付

※説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期 限 令和6年6月26日(水) 18時00分まで

②場 所 上記担当部局

③方 法 電子メールにて提出

※以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」

「Microsoft PowerPoint2016」「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に

限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ

(3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。